

北朝鮮のミサイルが発射された場合の対応は

A Jアラートの情報伝達や国民保護計画により対応する

茂木 一郎

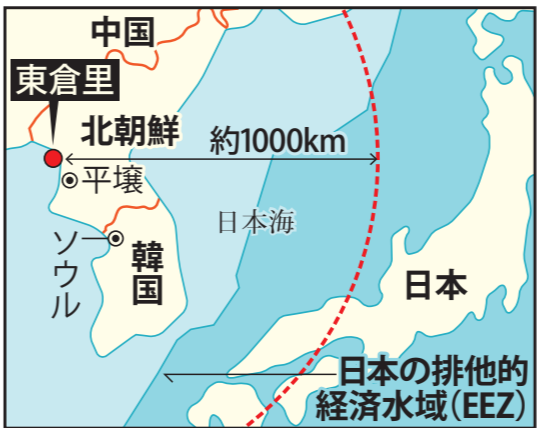
Q 北朝鮮のミサイル発射に関して、どのような場合にJアラートによる情報伝達が行われるのか。

A 5月29日に発射されたミサイルが日本の排他的経済水域内に落下した。Jアラートは日本の領土・領海に落下もしくは通過する可能性がある場合に伝達される。排他的経済水域に落下する可能性がある場合はJアラートを使用せず、船舶や航空機に警報を発するとされている。

Q Jアラートによる情報伝達が行われた際に市民が避難することについて、どのように周知しているのか。

A Jアラートのサイレン音や放送内容、避難行動について、市内12支会の自治会長会議や校長会、議員全員協議会などで説明し、市のホームページや広報ふかやの月号にも情報を掲載した。今後も総合防災訓練や自主防災会の訓練など、機会を捉えて周知していく。

Q 北朝鮮のミサイルによって被害が生じた場合に、市ではどのような対応が考えられるのか。



A 市では国民保護対策本部を設置し、国や県の対策本部と調整し、警察や自衛隊へ協力を要請して避難誘導や交通規制を行う。市民には防災行政無線や市ホームページ、メール配信などで情報提供を行う。
Q 国民保護協議会の委員構成は。
A 市長を会長とし、委員には陸上自衛隊第32普通科連隊第5中隊長、県危機管理防災部危機管理課長、深谷・寄居警察署長など31名の方々に委嘱している。

肝炎の重症化を予防する施策の強化を

A 今後も肝炎ウイルス検査の周知に努める

五間 くみ子

Q 国は肝炎対策の強化と陽性者への受診促進の強化を推進しており、県においても、埼玉県肝炎対策推進指針を改定した。それを踏まえ、次のいくつかを問う。本市における肝炎ウイルス検査の受検者数は。

A 平成18年度から28年度まで、累計9590人である。
Q その間の陽性者数は。
A 累計で129人である。
Q 陽性者に対する医療機関への受診勧奨方法は。

A 結果通知とともに、精密検査の受けられる医療機関情報や医療機関あての診察依頼書と共に、県の助成制度の案内や肝炎についてのパンフレットを同封し勧奨している。
Q 年度内に医療機関の受診がない陽性者については。
A 陽性者が医療機関を受診した場合、「精密検査結果連絡票」が医療機関から返送されてくるが、連絡票のない方に対し、再度通知を送付して受診勧奨している。



Q 医療機関の受診状況は。
A 受診の確認ができたのは、平成18年度からの10年間で、陽性者125人中62人である。
Q C型肝炎に関しては、新薬により治療が進歩し治せる時代になってきている。過去に陽性と判断された方に適切な情報を伝え、治療をしていただくことが重要と思う。その方々への受診案内を再度する考えは。
A 陽性者に限らず、最新の治療法も含め、広く肝炎に関する正しい知識の普及啓発に努めていく。

過去3年間の身体的児童虐待の対応件数を聞きたい

A 26年度は9件、27年度は20件、28年度は26件である

清水 健一

Q 養育放棄などのネグレスト対応件数は、どうなっているのか。

A 26年度6件、27年度は12件、28年度は14件となっている。
Q 県内のデータでは、虐待者の約50%が実母、38.5%が実父となっているが、要因を捉えているのか。

A 要因は複数考えられ、経済的問題や養育者の対応能力、子ども自身の問題、子育て協力者の有無など複数が、絡み合っていると思われる。

Q 民間と云えば、「ふかや子ども食堂・まめっこ」さんがスタートして、多くの子どもたちや保護者の方々が参加しており、今後は学習支援にも取り組みたいと聞いているが、どのような協力体制をとっていくのか。

A 継続的な支援を関係各課と協力しながら行っていく。
Q 内閣府が中心となり「子供の未来応援国民運動」が始まったが、市は、どう捉えているのか。

A ポスター掲示やリーフレットの配布をし、市民に周知している。

今後、路上喫煙防止条例を制定する考えはあるか

A 現在のところ、新たな条例の制定は考えていない

角田 義徳

Q 路上喫煙について、環境美化等の観点から、市としてどのような問題があると考えているか。

A 現在のところ、たばこのポイ捨てや吸い殻の散乱などに伴う苦情はほとんどないことから、市民の環境美化に努める意識が醸成されており、マナーやモラルを守っていただいていると考えている。
Q 近隣自治体において、路上喫煙防止条例を制定しているところはあるか。

A 県内40市中25市が条例制定している。これらの市の状況は、県南を中心とした人口密度が高い区域で、かつ、駅の利用者が多く、その周辺が路上喫煙やポイ捨てされる場所となったことにより、路上での喫煙の制限のほか、喫煙禁止区域の指定をするなどの対応を講じる必要が生じた市において、条例を制定したケースが多いように見受けられる。

女性管理職登用について

A 深谷市の管理職の中で、女性管理職の割合はどのくらいか。

A 4月1日現在、消防職を除く課長補佐以上の職員171人中、女性は21人、割合は12.3%である。
Q 女性管理職登用の促進について、今後どのようなことを行っていくか。

A 「深谷市女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員が積極的に管理職を目指すことのできる職場風土と、職員の意識改革に取り組んでいく。



他市に設置されている喫煙所

子どもの貧困問題への対応は

Q 我が国の、子どもの相対的貧困率は16.3%、6人に1人が貧困状態にある。国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると明記したが、貧困問題にどう対応していくのか。

A 県や他市の動向を注視し、実態の把握に努め、関係各課と連携し、民間の協力を得ながら行っていく。

